

鳥 栖 市 議 会 定 例 会 議 案 (そ の 2)

令 和 7 年 6 月

鳥 栖 市

6 月市議会定例会議案一覧表

議案甲第 27 号	鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例……………	3
議案甲第 28 号	鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………	6

議案第 27 号

鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 5 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(公費の支払) 第 4 条 鳥栖市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>5 4 1 円 3 1 銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 3 1 6, 2 5 0 円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	(公費の支払) 第 4 条 鳥栖市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>5 8 6 円 8 8 銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 3 1 6, 2 5 0 円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成22年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(公費の支払) 第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙における法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (公費負担の限度額) 第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。	(公費の支払) 第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙における法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (公費負担の限度額) 第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和7年6月13日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、条例を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第 28 号

鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 32 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前							改正後								
別表							別表								
区分	報酬		費用弁償					区分	報酬		費用弁償				
			鉄 道 賃	船 賃	車 賃	日当 （1日 につ き）	宿泊料 （1夜 につ き）				鉄 道 賃	船 賃	車 賃	日当 （1日 につ き）	宿泊料 （1夜 につ き）
略							略								
選挙長	日額	10,800円	略					選挙長	日額	12,200円	略				
投票管理者	日額	12,800円	略					投票管理者	日額	14,500円	略				
期日前投票 管理者	日額	11,300円	略					期日前投票 管理者	日額	12,800円	略				
開票管理者	日額	10,800円	略					開票管理者	日額	12,200円	略				
投票立会人	日額	10,900円	略					投票立会人	日額	12,400円	略				
期日前投票 立会人	日額	9,600円	略					期日前投票 立会人	日額	10,900円	略				
開票立会人	日額	8,900円	略					開票立会人	日額	10,100円	略				
選挙立会人	日額	8,900円	略					選挙立会人	日額	10,100円	略				
略							略								
略							略								

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和7年6月13日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に準じ、条例を改正したいため、この案を提出する。